

着手金・報酬についての説明

●債務整理の着手金は、1社当たり2万円です。債務整理の着手金のお支払いは前払いです。

●過払い金返還請求の場合は、着手金のお支払いは不要です。

●債務整理の場合、必ず、下記口座に1社当たり2万円の着手金を振り込んでください。債務整理は、成功報酬は不要です。

振込口座
三井住友銀行 神戸駅前支店 普通預金 6363510
名義：中山知行

●訴訟せずに過払い金が戻ってきたときの成功報酬は原則10%です。戻ってきたお金の90%は指定口座に送金します。但し、送金手数料は差し引きます。三井住友銀行を指定してくださると送金手数料はかかりません。

●過払い金返還請求について訴訟をする場合は、報酬は20%になります。現在、消費者金融に対し、訴訟せずに任意の交渉で返還請求をした場合、計算上の過払い額の1～6割程度しか戻ってきません。ですから、消費者金融に対しては、訴訟が原則です。(訴訟するので、報酬も20%が原則ということになってしまいます。)訴訟するとき、印紙代や郵便切手代等の実費がかかりますが、お支払いは不要です。

●訴えを提起してからの和解は私に一任してください。法律上・事実上の問題があっても判決を得ても希望通りの結論が出そうにない場合は私の一存で和解します。

●アイフルやSFコーポレーションなど、判決後、直接、ご本人宛、送金してきたり、郵便為替を送ってくる業者があります。この場合は、弁護士報酬の20%は、私の上記口座にお振り込みください。

●信用情報に登載される可能性について。
過払い金の返還請求をしたことは、信用情報に記録されないことになりました。ただし、利息制限法で計算し直しても債務が残る場合(つまり、債務整理になる場合)は、「事故情報」(いわゆるブラックリスト)として掲載されることがあります。

「事故情報」として載ると、新規融資等で不利益を被ることがあります。

●最近、消費者金融・信販の体力が落ちています。和解した後、過払い金が戻って来るまで1年から2年かかることもあります。この点あらかじめご了解ください。なお、判決を得ても和解しても、相手が倒産すれば、全額回収は不可能となります。

2011年7月9日現在

弁護士中山知行
TEL 045-814-0051
FAX 045-814-0099



nakayamatomoyuki@gmail.com

メールをくださるときはフルネームを記載してください。
法廷を見学したい方はお申し出ください。期日をお知らせします。
依頼案件がすべて終了したときはその旨ご一報ください。個人データ消去します。

以上説明を受け承しました。

署名

印